平成２６年（フ）第１号
山口県防府市大字田島2315番地　白浜ハイツ201号、前住所島根県出雲市斐川町上直江1926番地１　サンハイツ出雲Ｂ―202
債務者　吉村　真実
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続終結

平成２４年（フ）第３６２号
埼玉県志木市上宗岡２丁目14番12号
破産者　有限会社田島木材
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第７８５号
千葉県船橋市海神６丁目３番１号　コーポ矢野105号
破産者　植草　紀幸
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４４号
福井県鯖江市桜町３丁目２番14号
破産者　鯖江土石協業組合
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４７号
福井県大野市東中第10号31番地
破産者　亡北川經夫相続財産
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１３６号
大阪市北区本庄東１丁目18番１号
破産者　株式会社リンクリード
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３８号
大阪府泉大津市豊中町３丁目２番29号
破産者　株式会社エポック
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３６４号
岡山市南区福島２丁目３番13号
破産者　株式会社心力
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６号
宮城県柴田郡柴田町大字船岡字新生町31番地８
破産者　株式会社創商機画
1　決定年月日　平成26年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第３８号
東京都府中市白糸台６丁目４番地９
破産者　株式会社柴田商店
1　決定年月日　平成26年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２３５号
静岡市清水区新富町11番２号
破産者　清見電気工事株式会社
1　決定年月日　平成26年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７９２号
京都府城陽市奈島内垣内48番地
破産者　伸成工業株式会社
1　決定年月日　平成26年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５４７号
京都府福知山市前田新町238番地
破産者　丸正株式会社
1　決定年月日　平成26年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１７８１号
札幌市白石区東札幌２条３丁目３番31―204号
破産者　設樂　治乃
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４７号
埼玉県本庄市けや木２丁目２番41号　Ｒｅｓｉｄｅｎｃｅ　Ｍｉｋａｓａ105、前住所埼玉県深谷市上野台614番地１
破産者　小林　幸仁
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１９４号
埼玉県行田市門井町３―17―21　プランタンマスダ104、住民票上の住所埼玉県行田市門井町２丁目２番地16　サンハイツ大沢A101
破産者　細谷　智之
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１６０号
大阪府岸和田市池尻町73番地　グリーンコーポ川中105号、前住所大阪府岸和田市春木旭町５番18号
破産者　みよし寿司こと　榊原　喜春
1　決定年月日　平成26年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係